

○大府市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）

補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、予算の範囲内において交付する大府市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）補助金（以下「補助金」という。）に関し、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施要綱別記2第5の2の（1）に定める要件を満たす者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団と密接な関係を有しない者であること。

（補助金の額及び交付期間）

第3条 補助金の額は、交付期間1月につき1人当たり13万7,500円（1年につき165万円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の要件を全て満たす場合の補助金の額は、交付期間1月につき夫婦合わせて前項の額に100分の150を乗じて得た額（1円未満は切捨て）とする。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦共に地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の2に規定する地域計画をいう。以下同じ。）に位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる者又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。

3 補助金の交付期間は、最長3年（経営開始後3年度目分まで）とする。

4 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該交付対象者（当該農業法人及び交付対象者それぞれが地域計画に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる者又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業又は第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

5 実施要綱の改正その他の理由により補助金の支給単価が変更された場合において、変更後の年度分の補助金を変更前の単価により既に支給しているときは、当該支給済みの補助金については変更前の単価を適用するものとし、当該変更による差額は支給しない。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等認定申請書（第1号様式）及び青年等就農計画等（本市にて認定を受けた青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）及び経営開始資金申請追加資料（第2号様式）をいう。以下同じ。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 青年等就農計画等を作成するに当たっては、市に相談し、青年等就農計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、愛知県知多農林水産事務所及び第12条第1項に規定するサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けるものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、青年等就農計画等の内容について審査し、第2条に規定する要件及び「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たし、補助金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は青年等就農計画等を承認し、青年等就農計画等承認書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、第12条第1項に規定するサポート体制の関係者と協力して面接等を行うものとする。

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「受給適格者」という。）は、青年等就農計画等を変更しようとするときは、あらかじめ市長に計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする受給適格者は、大府市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）補助金交付申請書兼請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、交付申請をする補助金の対象期間の初日から1年以内に行うものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書兼請求書を受理した場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）補助金交付決定通知書（第5号様式）により、受給適格者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付は半年分を単位として行うことを基本とするが、市長の判断により、1年分の補助金を

一括で交付することができるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第11条第1項に規定する就農状況報告をもってこれに代えるものとする。

(交付の中止又は休止の届出)

第10条 受給者が受給を中止する場合は、中止届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 受給者が病気等のやむを得ない理由により就農を休止する場合(休止期間は、原則1年以内に限る。)は、休止届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該休止届を提出した受給者が就農を再開する場合は、経営再開届(第8号様式)を市長に提出するものとする。

3 前項の規定により就農を休止した者は、その期間において補助金の交付を受けることができない。

4 受給者(第3条第2項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。)が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合は、1回の妊娠、出産又は災害につき、最長3年の休止期間を設けることができる。この場合において、その休止期間と同期間、補助金の交付期間を延長することができる。

5 前項の規定により補助金の交付期間を延長した者が、就農を再開する場合は、第2項の経営再開届とともに第6条の規定による青年等就農計画等の変更を申請するものとする。

(状況報告等)

第11条 受給者は、補助金の交付期間内は毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(第9号様式)を、交付期間終了後5年間(第3項の規定により、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)は毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の作業日誌(第10号様式)を市長に提出するものとする。

2 受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、住所、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(第11号様式)を市長に提出するものとする。

3 受給者は、交付期間終了後、補助金の交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間が経過するまでの間にやむを得ない事由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

4 就農を中断することができる期間は、就農を中断した日から原則1年以内とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

5 受給者は、就農を再開する場合は、就農再開届(第13号様式)を市長に提出するものとする。

6 受給者は、交付期間終了後5年以内に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に農業経営を中止したことを証する書類を添付の上、離農届(第14号様式)を市長に提出するものとする。

(サポート体制の整備)

第12条 市長は、新規受給者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、愛知県知多農林水産事務所、農業委員会、あいち知多農業協同組合、金融機関の関係機関に所属する者で構成するサポート体制を構築するものとする。

2 市長は、前項のサポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト及び全国データベースに登録し、公表するものとする。

3 市長は、第1項のサポート体制の中から受給者ごとに「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を決定し、受給者の各課題の相談先を明確にするものとする。

4 サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画することとし、当該農業者は、受給者の相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(就農状況の確認)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による就農状況報告を受けたときは、サポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要があると認めるときは、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（第15号様式）を用いて、受給者の状況に応じた効果的な方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による確認に加え、サポートチームと協力して受給者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、少なくとも年1回は、受給者への面談、圃場確認又は書類確認の方法により、前項の就農状況確認チェックリストを用いて、受給者の経営状況と課題を受給者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導をするものとする。

4 市長は、第11条第3項の規定による就農中断届の提出があったときは、その内容を審査し、就農中断がやむを得ないと認められるときは、これを承認し、就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

(補助金の停止)

第14条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を停止する。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 農業経営を休止した場合（第10条第2項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、交付を再開することができる。）
- (4) 第11条の規定による就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- (5) 第13条の規定による就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
- (6) 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (7) 第10条第1項の中止届を市長に提出した場合

(8) 受給者の前年の世帯全体の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額等をいう。以下同じ。）が600万円を超えた場合。ただし、その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、600万円以下となった年の翌年から交付を再開することができるものとし、世帯全体の所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認めた場合は、交付を停止しないものとする。

（補助金の返還）

第15条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給者は、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって次の条による申請により病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 前条第1号から第7号までのいずれかに該当した時点が既に交付した補助金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の補助金の額

(2) 虚偽の申請等を行った場合 補助金の全額

(3) 補助金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を補助金の交付期間後に継続しなかった場合（第11条第3項の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。） 交付済の補助金の総額に、営農を継続しなかった期間の月数を交付期間の月数で除した値を乗じた額

（返還免除の承認）

第16条 前条の規定により補助金の返還義務を負う受給者が、病気、災害等のやむを得ない事情により返還の免除を希望する場合は、返還免除申請書（第16号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の経理及び帳簿等の保管）

第17条 受給者は、補助対象事業に係る帳簿、証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第 3 条第 1 項の規定は、令和 8 年度以降の交付期間に係る補助金について適用し、令和 7 年度以前の交付期間に係る補助金については、なお従前の例による。